

一般質問における持ち時間の変更について

会派の解散があったため、標記の件について下記のとおり変更する。

記

一般質問の時間配分（別紙）

一般質問については、現員数に変更がないため、議員1人あたりの持ち時間に変更はない。

そのため、新たに1人会派を結成した **社民党** 及び **無所属議員となった2名の議員**の持ち時間に変更が生じたが、それ以外の会派への影響はない。

一般質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、議事30分・休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）の2時間を除いた5時間を、一般質問の時間とする。
- 2 一般質問5時間の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間）答弁時間を4割（2時間）と見なす。
- 3 1年間の一般質問の日程は、第1回定例会1日、第2回・3回・4回定例会2日ずつの合計7日間となる。従って、一般質問の質問時間は、21時間（3時間×7日）である。
- 4 1年間の議員1人当たりの質問時間は27分（21時間÷46人）となる。
- 5 各会派及び無所属議員の1日の質問時間は、1年間の各会派及び無所属議員の持ち時間（27分×所属議員数）を一般質問の日程7日で割った時間とする。
- 6 第2回・3回・4回定例会は、一般質問の日程が2日（6時間）あるので、1人会派及び無所属議員にも時間を割りふることにする。
- 7 質問については、主として区政に関する考え方や方針・見解等に関して概括的に行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

（小数点以下第一位四捨五入）

- 1 議員1人当たりの持ち時間 $21 \text{ 時間} (1,260 \text{ 分}) \div 46 \text{ 人} \approx 27 \text{ 分}$
- 2 各会派の1年間の持ち時間

| | |
|---------|--|
| 〔自 民 党〕 | $27 \text{ 分} \times 16 \text{ 人} = 432 \text{ 分}$ |
| 〔公 明 党〕 | $27 \text{ 分} \times 10 \text{ 人} = 270 \text{ 分}$ |
| 〔共 産 党〕 | $27 \text{ 分} \times 9 \text{ 人} = 243 \text{ 分}$ |
| 〔民主クラブ〕 | $27 \text{ 分} \times 4 \text{ 人} = 108 \text{ 分}$ |
| 〔市 民〕 | $27 \text{ 分} \times 3 \text{ 人} = 81 \text{ 分}$ |
| 〔無所属の会〕 | $27 \text{ 分} \times 2 \text{ 人} = 54 \text{ 分}$ |
| 〔社 民 党〕 | $27 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 27 \text{ 分}$ |
- 3 各会派の1日の持ち時間

| | |
|---------|---|
| 〔自 民 党〕 | $432 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 62 \text{ 分}$ |
| 〔公 明 党〕 | $270 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 39 \text{ 分}$ |
| 〔共 産 党〕 | $243 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 35 \text{ 分}$ |
| 〔民主クラブ〕 | $108 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 15 \text{ 分}$ |
| 〔市 民〕 | $81 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 12 \text{ 分}$ |
| 〔無所属の会〕 | $54 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 8 \text{ 分}$ |

4 各定例会の時間配分

(1) 第1回定例会の時間配分

| | | | | |
|--------------------|-----------------|---|----|----------------|
| 〔自 民 党〕 | 62 分 | } | 合計 | 171分 (2時間 51分) |
| 〔公 明 党〕 | 39 分 | | | |
| 〔共 産 党〕 | 35 分 | | | |
| 〔民主クラブ〕 | 15 分 | | | |
| 〔 市 民 〕 | 12 分 | | | |
| 〔無所属の会〕 | 8 分 | | | |

(2) 第2・3・4回定例会の時間配分

| | | | | |
|--------------------|--------------------------|---|----|----------------|
| 〔自 民 党〕 | 62 分×2日=124 分 | } | 合計 | 342分 (5時間 42分) |
| 〔公 明 党〕 | 39 分×2日= 78 分 | | | |
| 〔共 産 党〕 | 35 分×2日= 70 分 | | | |
| 〔民主クラブ〕 | 15 分×2日= 30 分 | | | |
| 〔 市 民 〕 | 12 分×2日= 24 分 | | | |
| 〔無所属の会〕 | 8 分×2日= 16 分 | | | |

〔1人会派・無所属議員〕 27分

※13分と14分の2回にわけて行うことができることとする。